

# 令和6年度富山県立高等学校定時制の課程（単位制前期）入学者選抜

## 第2次選抜におけるインターネット出願実施要領

### 1 第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等

富山県教育委員会は、第1次選抜合格者の発表後、第2次選抜を行う学校、学科及び募集定員等を決定し、令和6年3月15日(金)に発表する。

### 2 志願期間

令和6年3月18日(月)及び同月19日(火)の両日とし、両日とも午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送により調査書等を提出する場合は書留速達とし、3月19日(火)午後4時までに志願校に必着とする。また、別途、出願書類郵送連絡票（様式27）により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

### 3 志願の方法

(1) 全日制の課程第2次選抜の志願資格（「令和6年度富山県立高等学校入学者選抜実施要領」P6参照）を有する者は、同選抜と重ねて志願することができる。

(2) 志願は、1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

(3) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(4) 志願者の行う手続については次の①～③のとおりとする。

① 志願者は、富山県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム（以下「システム」という。）により、出願に必要な情報（以下「志願情報」という。）を入力する。

② 志願者は、950円の入学考査手数料（所定の入学考査手数料納付書（様式30）に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を、出身中学校長等に提出する。

③ ①、②の後、システムで中学校長等の承認を得る。

なお、中学校長等の承認を得た後に、志願者の事情により受検しなかった場合、納入された入学考査手数料の返還は行わない。

(5) 中学校長等の行う手続は次の①、②のとおりとする。

① 中学校長等は、志願情報に誤りがないこと及び入学考査手数料が納付されていることを確認し、システムで志願情報等の承認を行う。

② 中学校長等は、システムで志願情報等の承認を行い、志願先高等学校長の受取を確認した後、志願先高等学校に調査書及び志願者が提出した入学考査手数料納付書（様式30）を書面で提出する。その際に、定時制の課程入学志願者名簿（様式21）を2部作成して添付する。

(6) 高等学校長の行う手続は次の①、②のとおりとする。

① 高等学校長は、システムで受信した志願情報等の内容が適正であると認めた際は、システムで受取処理を行う。

② 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び入学考査手数料納付書（様式30）を書面で受領する。その際に、中学校長等から提出された定時制の課程入学志願者名簿（様式21）

の2部のうち1部を押印のうえ、受領証として中学校長等に返却する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、調査書以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

- (7) 志願者は、視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合、出願前に中学校長等に連絡する。中学校長等は、配慮を必要とする者の志願に当たり、出願前に志願先高等学校長に連絡し、出願時には調査書に受検上の配慮申請書（様式24）を添えて提出する。

配慮内容は、志願先高等学校長が富山県教育委員会と協議のうえで決定する。

- (8) 外国人特別措置の適用を希望する外国籍を有する者は、調査書に外国人特別措置適用申請書（様式26）を添えて、出身中学校長等を通じて、志願先高等学校長に提出することができる。

なお、外国人特別措置の適用対象者は、志願時において入国後6年以内の外国籍を有する者とする。

- (9) 県外及び海外からの志願者は、必ず富山県教育委員会に問い合わせたうえで、上記(1)～(8)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

#### 4 検査

- (1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

- (2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

- (3) 検査は、令和6年3月25日(月)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

3月25日(月)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

検査で国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合において、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、上記の日程で実施することが困難なときは、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。

- (4) 外国人特別措置は、学力検査問題の漢字にふりがなを付すこととする。ただし、設問の都合上、ふりがなを付さない場合がある。
- (5) 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。
- (6) 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は高等学校長がこれに当たる。

#### 5 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

#### 6 合格者の発表

令和6年3月26日(火)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

(様式30)

※ No. \_\_\_\_\_

# 入学検査手数料納付書

令和 年 月 日

富山県立 高等学校長 殿

中学校名

本人氏名 (ふりがな)

富山県収入証紙  
950円

注・富山県収入証紙には消印をしない。  
・※欄は記入しない。